



8月8日、日向灘で発生した地震を契機として「南海トラフ地震臨時情報」が出された。日本は地震大国であり地震のリスクはゼロになることはなく、大雨などの災害も激甚化する傾向である。また、災害は自宅でも遭遇するとは限らない。職場においても机上の訓練に留まることなく、避難箇所などの現地を訪れる・実際に操作するなどの防災時を想定した訓練が必要だ。これから台風シーズンを迎えるが、災害を「正しく恐れ」常日頃から防災グッズの準備や避難場所を確認するなど、事前防災に努めよう。

台風10号の影響による大雨は農作物にも大きな被害をもたらした。昨今の米不足によって新米の収穫が待ち望まれていた米にも影響は及び、品薄状態に追い打ちをかける事態となっている。残暑も長引いているが気象庁が9月1日に発表した6〜8月の日本の平均気温は、速報値で昨年と並んで過去最高となり、今年も「過去最高に暑い夏」となった。気候変動・地球沸騰化ということが言われる中、酷暑の影響は農作物にも及んでおり、販売価格の上昇によって私たちの生活にも暗い影を落としていくことになる。

9月5日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査では、7月の実質賃金は2カ月連続で前年比プラスとなった。この背景は「ボーナスの大幅増」と報じられている。しかし、JR東日本は好調な年度末決算を公表する前の昨年度末に新賃金と合わせて夏季手当を議論し、2・7ヶ月(前年は2・5ヶ月+5万円)と低額に抑え込む判断をした。よってJR東日本で働く私たちは「ボーナスの大幅増」の影響は極めて限定的であり、物価上昇により生活が苦しい状況は依然として変わらない。8月19日に公表されたお盆期間のご利用状況は前年比105%と好調に推移

## 災害も企業による不正に対しても傍観者ではいけない！ 仲間との議論を通じて、分会大会の成功を実現しよう！

これは酷暑と言われる中でも、安全を最優先に快適な輸送サービスの提供と現場で汗して働く私たちの奮闘があったからである。低く抑え込まれた夏季手当を取り返すために、職場からJTSU-E 2024「秋」の取り組みを実践し、心の豊かさが実感できる年末手当を何としても実現しよう！

9月10日、JR貨物は車輪に軸を取り付けるメンテナンス作業において不正があったと発表した。翌11日には新たに不正の対象となった車両が確認されたことからコンテナ車による貨物列車の運行中止が発表され、一時的に運行を見合わせたことで物流事業に大きな影響を及ぼす事態となった。不正は検査記録表の改ざんにまで及び、少なくとも10年前から行われていたとされ、国土交通省による特別保安監査も行われた。不正の背景には「作業のやり直しによる部品廃棄を省いた」と述べる社内調査の内容や、複数の職場複数名の社員の関与が報じられているが、不正を指摘できない職場風土・安全と部品廃棄によるコストを天秤にかけてしまうコストカット優先の経営姿勢はなかつたのだろうか。JR東日本においても様々な施策によるコストカット・効率化が進められ、「新たなジョブローテーション施策実態調査」ではハラスメントがいまだに行われていると組合員・社員が実感していることが明らかにされた。長年の経験によって蓄積された技術・技能によって安全を確保すること、何でも言い合える職場風土からは間違いなく逆行しており、対岸の火事としてはならない。

職場では分会大会を迎える時期である。安全を脅かす事故・事象、「新たなジョブローテーション施策」や統括センター化などの各種施策・みどりの窓口混雑の問題など、課題は山積している。降りかかる問題を解決するために一人ひとりが「何を成すべきか」をすべての仲間と議論し、具体的な行動を積み重ねていこう！

### JTSU-E 千葉エリアプロジェクト

## 「安全で働きがいを持てる京葉派出所をつくる8.22集い」開催



8月22日 武蔵野運輸区分会蘇我運輸区京葉派出所班主催  
「安全で働きがいを持てる京葉派出所をつくる8.22集い」

千葉エリアプロジェクトは8月22日、武蔵野運輸区分会蘇我運輸区京葉派出所主催「安全で働きがいを持てる京葉派出所をつくる8.22集い」を新松戸市民センターにおいて開催し、29名の仲間が結集しました。千葉の地で奮闘する組合員がこれまで培った専門知識と技能・経験仲間とのつながりを第一に、安全でゆとりと働きがいのある職場をすべての仲間につくり出すための議論を行いました。参加者からは「八王子支社の職場管理は異常だ！若手から不満や愚痴をよく聞く」「東所沢駅での詰所の問題」「武蔵野運輸区社員の元気がない」「船橋統括センター化への不安と懸念」「新しい職場でも組織拡大を目標としていく」など職場課題や千葉からつくる運動の必要性と分会運動の大切さについて声が上がりました。

今集いをスタートの場として、安全で安心して働くことのできる職場と組織強化・拡大の実現に向けて、千葉から広める輸送サービス労組運動を全組合員でつくり出していきます。

**STOP! 企業倫理の逸脱 NO! 企業犯罪**

### 第三者機関を活用した取り組み 不当労働行為救済申立て

- 水戸地本からの申立て (2023年 3月13日提出)  
9月5日(木) 10時30分から東京都労働委員会において、第5回調査が行われました。  
次回、第6回調査は11月18日(月) 10時30分からの予定です。
- 東京地本からの申立て (2022年 11月25日提出)  
9月24日(火) 15時00分から東京都労働委員会において、第7回調査が行われます。
- 八王子地本からの申立て (2023年 1月18日提出)  
9月3日(火) 13時30分から東京都労働委員会において、第6回調査が行われました。  
次回、第7回調査は11月7日(木) 10時00分からの予定です。

**安全に安心して働けるJR東日本を取り戻すため、  
すべての仲間と健全な経営を実現させよう!**

一切の不当労働行為を許さず、すべての仲間と完全勝利をつかもう!

## JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件

職場活動の規制を許さず、健全なJR東日本を実現しよう!

### 第7回中央労働委員会調査 10月21日(月) 13時30分より

JTSU 京葉労働者連合会  
ジェイアールバス関東労働組合

### ジェイアールバス関東不当労働行為事件 中央労働委員会命令取り消し訴訟

「ジェイアールバス関東不当労働行為事件」中労委命令取消訴訟は9月2日に第7回期日を迎え、結審しました。争点である双方の準備書面を確認し、相違のないことを告げ、裁判官よりの次回の期日日程が決められ、そこで判決を言い渡すことが伝えられました。

当時の白河支店長の行為は、会社の意を体して行われた労働組合に対する支配介入の不当労働行為に当たるだけでなく、不正行為を見過ごすこと引き換えに労働組合からの脱退を強要するものであり、団結権を侵害するともに、社会的相当性を逸脱して精神的苦痛を与えるものであって、不法行為に該当することは明らかです。同時に不当労働行為により団結権を侵害されることも、職場の人間関係を支障を来し、強い精神的苦痛を受けるといふ損害をも被っていることからしても、ジェイアールバス関東会社は、不法行為責任及び使用者責任を負わなければならないことは明白です。

また佐藤さんが休職から復職する際に、会社は現職である乗務員に復帰させず、今でも会社から受けている精神的苦痛と脱退勧奨を含む不当労働行為を受ける恐れが存在していることから、救済命令を行う必要性は失われていません。

裁判終了後には弁護士より「裁判官より判決日が12月5日であることが告げられたが、結審から3ヶ月という最大限の検討期間である」「今後の各都道府県労働委員会における判断にも影響する事件なので、同様の裁判では最大限の検討期間を設けて判決を言い渡すべきであると裁判所としても判断した」ということだろう」と説明がありました。

次回第8回期日は12月5日(木) 13時10分から行われ、判決が言い渡されます。人権侵害である労組ハラスメントと不法行為を根絶させるために、すべての仲間と力で完全勝利判決を実現しましょう!

次回期日にて「判決」12月5日(木)13時10分より